

『2020年版 司法試験・予備試験 完全整理択一六法 民法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2021年3月19日現在

| 頁 | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 | 更新日 |
|-----|--|---|--|------------|
| 45 | 上から 13～15行目 | 意思の不存在とは、……(心裡留保・虚偽表示・錯誤)、 瑕疵ある意思表示とは、… …(詐欺・強迫)。 | 意思の不存在とは、……(心裡留保・虚偽表示)、 瑕疵ある意思表示とは、…… (錯誤・詐欺・強迫) 。 | 2021.03.19 |
| 131 | 5行目 | (4) 所有権が転々移転した 場合の前主 | (4) 所有権が転々移転した 場合の前 々 主 | 2020.12.15 |
| 214 | 下の図表<質 権と抵当権の 異同>・抵当権 の列・果実収 取権の行のセル | 被担保債権の債務不履行後 はあり(371) | なし | 2020.12.15 |
| 422 | 下から16行目 | ②改正前民法502条は、… … | ②改正前民法 501条2号 は、…… | 2020.12.15 |
| 438 | 下から7行目 | 正前民法515条 2項 と変わ らない。 | 正前民法515条と変わらな い。 | 2020.12.15 |
| 506 | 上から11行目 | ととなる(567Ⅱ)。 | ととなる(570)。 | 2020.12.15 |
| 570 | 図表<委任の 終了事由>・死 亡(653①)の 列・委任者の行 のセル | ○ | ○(*) | 2020.12.15 |
| 570 | 図表<委任の 終了事由>・死 亡(653①)の 列・受任者の行 のセル | ○(*) | ○ | 2020.12.15 |

| | | | | |
|-----|--|--|---|--------------|
| 571 | 上から 14 行目 | ある者を保管する…… | ある物 [○] を保管する…… | 2020. 12. 15 |
| 741 | 上から 15 行目 | その相続人に対して…… | その被 [○] 相続人に対して…… | 2020. 12. 15 |
| 309 | 上から 21 行目 | (2) 債権の譲受人による… … | (2) 債権の譲渡 [○] 人による… … | 2020. 11. 10 |
| 387 | 下から 4～5 行目 | 消滅、時効の完成…… | 消滅時効の完成…… | 2020. 11. 10 |
| 392 | 上から 15 行目 | ……依存的債務引受 | ……併 [○] 存的債務引受 | 2020. 11. 10 |
| 392 | 下から 7 行目 | 「債務者に対して主張する ことができる抗弁」をもっ て、…… | 「債務者 [○] が主張することが できた抗弁」 [○] についてのみ、 …… | 2020. 11. 10 |
| 394 | 下から 14 行目 | ……併 [○] 存的債務引受 | ……免 [○] 責的債務引受 | 2020. 11. 10 |
| 399 | 上から 5～6 行目 | →第三者が他人の債務と知 っていながら自己の債務と して弁済するときには非債 弁済 (705) …… | →第三者が他人の債務 [○] を自 己の債務として弁済する ときには非債弁済 (707) …… | 2020. 11. 10 |
| 30 | 下から 5 行目 | 遺言が効力を生じた時 (一 般法人 164 I) | 遺言が効力を生じた時 (一 般法人 164 II) | 2020. 10. 05 |
| 609 | 図表<債務不 履行責任と不 法行為責任の 比較>・下から 3 行目・右から 1 列目のセル | 過失を「考慮して、損害賠 償の責任 [○] 及びその額を定め ることができる」(722 II) | 過失を「考慮して、損害賠 償の額を定めることができ る」(722 II) | 2020. 09. 08 |
| 73 | 上から 8 行目 | 任意代理だけでなく、法定 代理にも適用される <判通> <司>。 | 法定代理には適用 [○] されない (∵「他人に代理権を与え た者」という文言)。 | 2020. 04. 28 |
| 79 | 上から 15 行目・ 17 行目 | 能動代理 (15 行目) 受動代理 (17 行目) | 能働 [○] 代理 (15 行目) 受働 [○] 代理 (17 行目) | 2020. 04. 28 |
| 106 | 上から 9 行目 | 大判昭 7. 10. 9 参照 | 大判大 [○] 7. 10. 9 参照 | 2020. 04. 28 |
| 174 | 上から 11 行目 | 共有物の使用・収益・処分 (249) | 共有物の使用・収益・処分 | 2020. 04. 28 |

| | | | | |
|-----|------------------------------|--|--|--------------|
| 539 | 上から 15 行目 | 無断転貸を理由とする貸借契約の解除権は、譲受人・転貸人が目的物の…… | 無断 譲渡 ・転貸を理由とする貸借契約の解除権は、譲受人・ 転借 人が目的物の…… | 2020. 04. 28 |
| | 上から 17 行目 | 転貸人が…… | 転借 人が…… | 2020. 04. 28 |
| 47 | 下から 17 行目 ～19 行目 | 相対的構成をとると、悪意転得者は、真の権利者から追奪され、その結果として前主たる善意者が担保責任(561)を追及されることになり、善意者を保護しようとした本条 2 項の趣旨に反する | 相対的構成をとると、悪意転得者は、真の権利者から追奪され、その結果として前主たる善意者が 債務不履行責任(415) を追及されることになり、善意者を保護しようとした本条 2 項の趣旨に反する | 2019. 10. 04 |
| 681 | 図表<特別養子と普通養子の比較> 6 行・2 列目のセル | 原則：15 歳未満 (817 の 5 I 前段) | 原則として、請求時に 15 歳未満 (817 の 5 I 前段)、かつ、成立時に 18 歳未満 (817 の 5 I 後段) | 2019. 10. 04 |